

チーム代表各位

令和3年4月19日

公益財団法人日本少年野球連盟
三重県支部
支部長 藤本善一

「三重県緊急警戒宣言」に関する通達

4月20日より三重県「緊急警戒宣言」が5月5日まで発出される事が決定しました。三重県支部ホームページに掲載「緊急警戒宣言」の内容をご確認頂き、「感染しない・感染させない」安全を最優先したチーム運営をお願い申し上げます。

チーム運営について

令和2年10月12日付連盟感染防止ガイドラインの厳守。
各家庭の事情を鑑み保護者と選手の意向を最優先し強制参加させない。
活動不参加による不利益がないように配慮する。

練習試合について

県境をまたいでの遠征の自粛。
連盟試合ガイドライン厳守に加え定期的な手洗いうがいをし健康維持を優先する事。
中日本ブロック試合観戦ガイドラインの厳守。

学校内及びチーム内にコロナウイルス感染者が発生した場合

連盟感染防止ガイドラインに従い該当する選手は活動を自粛。
人権侵害や誹謗中傷等は絶対に行わない。
※感染者がでた場合はチーム代表より支部へ連絡

期間：緊急警戒宣言解除日まで

以上、関係者各位におかれましては今後も大変ご苦勞をおかけする手探りの運営が続きますが、感染拡大防止に努め再度徹底したチーム運営をお願い申し上げます。